

岐阜県公報

号外 (五) 平成十九年九月二十八日

目次

監査委員告示

定期監査の結果

(監査委員)

ページ
一

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により平成十九年八月一日から同年九月二十八日までに執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成十九年九月二十八日

岐阜県監査委員	駒田誠
岐阜県監査委員	渡辺猛
岐阜県監査委員	帆刈信一
岐阜県監査委員	河合冽
岐阜県監査委員	水谷雄二
岐阜県監査委員	戸正雄

実施年月日	実施機関名	区分	監査結果
平成19年8月1日	危機管理課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	防災課	指摘	平成6年3月に建設された未登記の所有建物が3件認められたので、調査の上、適切な措置を講じられたい。
	消防課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	医療整備課	指導	雑入の収入事務において、未納者に対する督促状が発行されていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

平成19年8月3日	保健医療課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	河川課	指導	財産の管理事務において、昭和56年度から平成9年度に取得した土地について、財産台帳の取得年月日が誤っていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	子ども家庭課	指導 児童扶養手当返還金の収入事務において、未納者に対する督促状が発行されていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。また、収入率が32.8%と低く、22,694,950円が収入未済となっていたので、さらなる収納促進及び未収金の発生防止に努められたい。			
平成19年8月6日	道路建設課	指導 週休日等に勤務した職員について、週休日の振替通知書等の作成及び出勤簿の整理がされていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。	秘書課	指導	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金160,178円及び修繕料151,213円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	道路維持課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	広報課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	砂防課	指導 物品の処分事務において、処分する物品の現在価値を評価する見積書が徴取されていないものがあったので、今後は適正に処理されたい。	市町村課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	教育財務課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	情報企画課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	教育研修課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	統計課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	社会教育文化課	指導 工事請負契約の一部解除に係る違約金の収入事務において、未納者に対する督促状が発行されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	選挙管理委員会事務局	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	生活衛生課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	監査委員事務局	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	薬務水道課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	研究開発課	指導	行政財産の目的外使用に伴う管理費（電気料金、年間178,363円）の収入事務において、毎月調定すべきところ、3カ月ごとに行われていたので、今後は適正に処理されたい。
	国民健康保険課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	国際課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	用地課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	建設政策課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
技術検査課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	又ゴーツ健康課	指導	岐阜メモリアルセンター等の施設使用料の返還事務において、返還請求書15件を受理した日から最大で約8カ月遅延して行われ、これにより、還付加算金2件8,100円を支払っていたので、適正な事	

		務処理の徹底を図らねたい。	
平成19年8月20日	議会事務局 国体準備事務局 農業振興課 農地計画課 農地整備課	特に指摘及び指導する事項はなかった。 特に指摘及び指導する事項はなかった。 特に指摘及び指導する事項はなかった。 特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	学校支援課 特別支援教育課	特に指摘及び指導する事項はなかった。 特に指摘及び指導する事項はなかった。	
平成19年8月24日	農業技術課	指導 岐阜クローン農業表示制度に基づく登録更新に関する業務委託の契約事務において、支出負担行為の整理が契約締結時ではなく見積時に行われていたので、今後は適正に処理されたい。	
	農産園芸課 畜産課	特に指摘及び指導する事項はなかった。 指導 平成15～17年度畜産振興補助金（鶏卵価格安定対策事業、交付総額24,750,000円）の交付決定条件として、鶏卵価格安定事業の鶏卵価格差補てん基本契約終了時において、補てん積立金の割戻しが実施される場合は、速やかに知事に報告し、その扱いについて指示を受けることとされているが、県は報告を徴しておらず的確な指示を行っていないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
	公共交通課 街路公園課	特に指摘及び指導する事項はなかった。 特に指摘及び指導する事項はなかった。	
平成19年8月27日	下水道課 総合政策課 教育総務課 教職員課 農政課	特に指摘及び指導する事項はなかった。 特に指摘及び指導する事項はなかった。 特に指摘及び指導する事項はなかった。 特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	検査監督課	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	水産課	指導 土地賃料の収入事務において、契約の自動更新に伴い平成18年4月1日に行うべき調定が遅延していたので、今後は速やかに処理されたい。	
平成19年9月28日	岐阜北高等学校 長良高等学校 加納高等学校	指導 県有備品のパソコン1台を亡失していたので、今後は県有備品管理の一層の徹底を図らねたい。 特に指摘及び指導する事項はなかった。 指導 県有備品のパソコン1台（99,882円）について、平成17年9月に所在不明であることを把握していたにもかかわらず、平成19年3月まで亡失の報告がされていなかった。この間の現物実査においては、現物を確認した旨の報告がされており、また、監査においても物品の亡失等の事故報告がされていなかった。 本件は極めて不適切な取扱である。物品管理や現物実査について認識を改められたい。	

	<p>岐阜総合学園高等学校</p>	<p>指摘 県有備品のパソコン1台（100,927円）について、平成17年8月に所在不明であることを把握していたにもかかわらず、平成19年3月まで亡失の報告がされていなかった。この間の現物実査においては、現物を確認した旨の報告がされており、また、監査においても物品の亡失等の事故報告がされていなかった。 本件は極めて不適切な取扱である。物品管理や現物実査について認識を改められたい。</p>	
	<p>岐南工業高等学校</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	<p>各務原西高等学校</p>	<p>指摘 公務のため草刈機を操作中に、誤って小石を飛散させたことにより、近隣の自家用車の窓ガラス等を破壊させ、損害賠償金として267,280円が支払われていた。各務機器の使用に関する事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	
	<p>岐阜各務野高等学校</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	<p>山県高等学校</p>	<p>指摘 県有備品のデジタルビデオカメラ1台等が盗難被害にあっていたので、今後は県有備品管理の一層の徹底を図られたい。</p>	
	<p>羽島北高等学校</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	<p>岐阜工業高等学校</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	<p>華陽フロンティア高等学校</p>	<p>指摘 県有備品のパソコン1台（100,927円）について、平成17年2月に所在不明であることを把握していたにもかかわらず、平成19年3月まで亡失の報告がされていなかった。この間の現物実査においては、現物を確認した旨の報告がされて</p>	
	<p>揖斐高等学校</p>	<p>指摘 県有備品のパソコン1台を亡失していたので、今後は県有備品管理の一層の徹底を図られたい。</p>	<p>おり、また、監査においても物品の亡失等の事故報告がされていなかった。 本件は極めて不適切な取扱である。物品管理や現物実査について認識を改められたい。</p>
	<p>池田高等学校</p>	<p>指摘 物品の処分事務において、物品処分等調書に不用決定の理由の記載がなく、処分する物品の現在価値を評価する見積書が徴取されていないもので、今後は適正に処理されたい。</p>	
	<p>大垣南高等学校</p>	<p>指摘 物品の処分事務において、処分する物品の現在価値を評価する見積書が徴取されていないもので、今後は適正に処理されたい。</p>	
	<p>大垣東高等学校</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	<p>大垣商業高等学校</p>	<p>指摘 県有備品のパソコン1台を亡失していたので、今後は県有備品管理の一層の徹底を図られたい。</p>	
	<p>大垣桜高等学校</p>	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	<p>不破高等学校</p>	<p>指摘 高等学校授業料の収入事務において、全額免除による減額調定（115,200円）を行わず、収入未済として翌年度に繰越した後に減額調定しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	
	<p>海津明誠高等学校</p>	<p>指摘 仮設校舎仮排水工事の検査事務において、事前決裁書の起案者以外の者を検査者に指定すべきところ、起案者により検査が行われて</p>	

武義高等学校	特に指摘及び指導する事項はなかった。	いたので、今後は適正に処理されたい。
関有知高等学校	特に指摘及び指導する事項はなかった。	

平成十九年九月二十八日印刷
平成十九年九月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社